

平成 24 年度

包括外部監査結果報告書

【概要版】

「業務委託契約に関する財務事務について」

平成 25 年 3 月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 武田宗久

注. これは、報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書本編を参照のこと。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】監査対象部署	1
【5】包括外部監査対象期間.....	3
【6】外部監査の方法.....	3
1. 監査の要点及び視点	3
2. 主な監査手続	4
【7】外部監査の実施時期	4
【8】外部監査人補助者の資格と名称	4
第2 和歌山県契約事務の概要	4
【1】本報告書における委託契約	4
【2】委託料（一般会計）の推移.....	5
【3】県の契約事務	6
1. 契約方法（調達選定方法）の検討・決定	6
2. 受託業者の選定から委託契約までの流れ	8
3. 契約の履行確認・支払手続	9
第3 主な監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括	10
【1】全般的な事項（委託契約の管理方法等）に係る監査の結果及び意見の総括	10
1. 業務委託契約に関する契約管理のあり方について	10
2. 隨意契約情報の公表について	12
3. 情報システム調達ガイドラインの運用について	12
4. 検査調書の作成及び回付について	13
【2】個別委託契約事務に係る監査の結果及び意見の総括	13
【2-1】契約事務に共通する監査の結果及び意見の総括	13
1. 主な監査の結果.....	13
2. 主な意見	14
【2-2】外郭団体との契約事務に係る監査の結果及び意見の総括	17
1. 外郭団体との契約事務について	17
2. 主な監査の結果.....	17
3. 主な意見	17
【2-3】施設管理に関する契約事務に係る監査の結果及び意見の総括	18
1. 施設管理に関する契約事務について	18

2. 主な意見	19
【2－4】情報システムに関する契約事務に係る監査の結果及び意見の総括	19
1. 情報システムに関する契約事務について	19
2. 主な監査の結果	20
3. 主な意見	20
第4 個別業務委託契約事務に係る監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の一覧	21

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

業務委託契約に関する財務事務について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

県の財政状況は厳しく、平成24年3月に改定公表された「新行財政改革推進プラン（改定版）」の中において、「事務事業の一層の見直し」の一環として、「予算執行段階における経費節減努力」を行うことを掲げている。平成23年度における県の委託料決算額は約207億円（一般会計）となっており、歳出総額5,522億円に占める割合も大きいことから、「予算執行段階における経費節減」を実現するためには、業務委託契約の管理体制・管理方法のあり方を検討するとともに、個別業務委託契約の財務事務についての適切性を検討することは有意義なことであると考える。

また、近年において情報システムに対する投資の重要性が増してきている中、高度な専門性を必要とする情報システムに関する契約事務が適正に行われているか、という点や、外郭団体への業務委託契約に関して競争性の確保や契約金額の妥当性等について十分な検証が行われているか、といった点について、外部の専門家による視点で監査を行うことは有用であると考える。

以上より、「業務委託契約に関する財務事務について」を特定の事件として選定した。

【4】監査対象部署

(1) 業務委託契約の管理方法等、全般的な事項に対する検討は、次の部署を対象とした。

会計課

総務事務集中課

情報政策課

(2) 個別業務委託の監査対象部署は、次の通りである。

医務課

河川課

管財課

企画総務課

企業振興課

教育総務局総務課

下水道課

健康推進課

建築住宅課

広報課

砂防課

障害福祉課

商工観光労働総務課

情報政策課

人権政策課

人権施策推進課

人事課

森林整備課

水産振興課

スポーツ課

青少年・男女共同参画課

税務課	総合防災課	畜産課
道路保全課	都市政策課	文化遺産課
文化国際課	薬務課	労働政策課
用地対策課	警察運転免許課	

(3) 監査対象とした個別業務委託契約の選定基準

監査対象とした業務委託契約の選定基準は、次のとおりである。

なお、県は、財務会計システム、公共工事等入札情報システム、役務調達公開システム、随意契約ガイドラインに基づく報告等により、それぞれにおいて契約件数、契約金額等を把握しているが、全ての契約を網羅しているわけではなく、また予定価格や応募業者数等の情報はシステム上は管理していない。そのため、監査人の依頼により県が作成した「平成23年度委託料総額が2億円以上の部署（課）で5百万円以上の委託契約及び全部署（全課）の1百万円以上の外郭団体への委託契約の一覧」を基に監査対象業務を選定した。

また、測量調査設計業務、工事委託に関する業務委託契約は、工事関連の業務委託であるため、本報告書における監査対象の個別業務委託契約からは除外している。

＜監査対象の選定基準＞

選定基準
・外郭団体に対する1百万円以上の業務委託契約
・施設管理関係の主要契約（庁舎関係すべて及び10百万円以上の契約）
・情報システム関係の主要契約（10百万円以上の契約）
・その他（以下の要件のいずれかを満たす業務委託契約）
30百万円を超える入札契約
20百万円を超える随意契約
落札率に一定の傾向がみられるもの（落札率100%、70%未満の契約等）
再委託契約を締結している契約
昭和暦から契約を継続しているもの

上記の選定基準に基づき選定した個別業務委託契約の件数及び平成23年度委託料は次の通りである。

94件 平成23年度委託料金額合計：4,232百万円

【5】包括外部監査対象期間

平成23年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成24年度の一部についても監査対象とした。

【6】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

I 業務委託契約の管理体制、管理方法の適切性

- 各課で行われている業務委託契約の管理体制は十分なものか
- 県全体における業務委託契約管理方法は適切か
- 一元管理を行う場合のメリット及び有効な活用方法はどのようなものか
- 一元管理を行うための管理体制の整備をどのようにして行うか

II 個別業務委託契約に関する財務事務の合規性

- 契約手続（契約相手先の選定を含む）が法令、条例及び規則等に基づいて適正に行われているか
- 契約業務の履行確認は適正に行われているか

III 個別業務委託契約に関する財務事務の経済性、効率性、有効性

- 契約業務の目的は明確になっており、県民の福祉増進に寄与しているか
- 契約金額（予定価格）の積算は、十分な根拠に基づいて行われているか
- 契約相手先の選定は競争性が機能し、経済性・有効性を追求するものとなっているか
- 同種業務の一括発注や、複数年契約の可能性は十分に検討されているか
- 契約業務の実績・成果に対する契約時点での期待効果との比較検証が行われているか
- 単独随意契約¹について、随意契約とする理由が合理的か
- 再委託が行われている場合、その理由は合理的か
- 契約事務において不正・誤謬を防止・発見する仕組みが適切に構築されているか

¹ 特定の業者を指定して随意契約を締結する方法をいう。「特命随意契約」とも呼ばれる。

2. 主な監査手続

- 関連する法令・条例・規則等の閲覧
- 業務委託契約の全般管理についてのヒアリング及び関連書類の閲覧
- 個別業務委託契約についてのヒアリング及び関連書類の閲覧
- その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

【7】外部監査の実施時期

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 15 日まで

【8】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	大川幸一
公認会計士	酒井 清
公認会計士	藤原 学
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	福原顯憲
公認会計士	森本聰美
会計士試験合格者	長谷川くにこ
弁護士	松本好史

第2 和歌山県契約事務の概要

【1】本報告書における委託契約

委託契約の形態には、一般に、民法で規定されている『委任』『準委任』『請負』といったものがあるが、これらに限定されるわけではなく、また、複数の性格を有する場合もある。

委任：当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによってその効力を生ずる契約のことをいう（民法 643 条）。

準委任：法律行為でない事務を委託する契約のことであり、委任に関する規定を準用したものをいう（民法 656 条）。

請負：当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うこと約することによってその効力を生ずる契約のことをいう（民法 632 条）。

本報告書における「委託契約」とは、その歳出予算が「委託料」（一般会計）として区分される（地方自治法施行規則第15条第2項）委託契約をいう。

上記「請負」のうち、工事請負については、「委託料」とは異なる節区分である「工事請負費」とされるため、本報告書における「委託契約」の対象とはしていない。

【2】. 委託料（一般会計）の推移

過去3年間の部局別の委託料は、次のとおりである。

単位：千円

部局	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県土整備部	金額	7,862,532	9,368,180	9,865,832
	構成割合	48.5%	49.5%	47.7%
商工観光労働部	金額	1,121,796	2,635,236	3,843,926
	構成割合	6.9%	13.9%	18.6%
教育委員会事務局	金額	1,354,735	1,176,857	1,304,394
	構成割合	8.4%	6.2%	6.3%
総務部	金額	696,053	653,131	568,094
	構成割合	4.3%	3.5%	2.7%
福祉保健部	金額	992,775	1,072,149	1,201,634
	構成割合	6.1%	5.7%	5.8%
警察本部	金額	969,437	926,053	969,622
	構成割合	6.0%	4.9%	4.7%
農林水産部	金額	951,507	919,194	901,453
	構成割合	5.9%	4.9%	4.4%
企画部	金額	953,695	652,790	581,823
	構成割合	5.9%	3.4%	2.8%
環境生活部	金額	370,302	462,556	554,373
	構成割合	2.3%	2.4%	2.7%
知事室	金額	276,735	278,041	278,659
	構成割合	1.7%	1.5%	1.3%
危機管理	金額	531,505	641,046	339,626
	構成割合	3.3%	3.4%	1.6%
その他	金額	123,840	142,552	278,024
	構成割合	0.8%	0.8%	1.3%
合計	金額	16,204,914	18,927,785	20,687,459
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

過去3年間において、県土整備部の業務委託費が、全体の過半近くを占めており、平成23年度については、商工観光労働部とあわせるとおよそ7割となっている。平成23年度における県土整備部の主な委託料は、施設等の維持管理業務、測量調査設計業務、工事委託に係るものである。

なお、県は、財務会計システム、公共工事等入札情報システム、役務調達公開システム、随意契約ガイドラインに基づく報告等により、それぞれにおいて契約件数、契約金額等を把握しているが、県全体としての契約情報を一括して管理する情報システムは有しておらず、契約情報は各部署別に書面で管理している。そのため、県全体としての総契約件数、部局別契約件数などの詳細な情報は一元管理により集計されていない状況にある。

【3】県の契約事務

1. 契約方法（調達選定方法）の検討・決定

(1) 契約方法について

県における契約先の選定方法の主な類型は、次のとおりである。

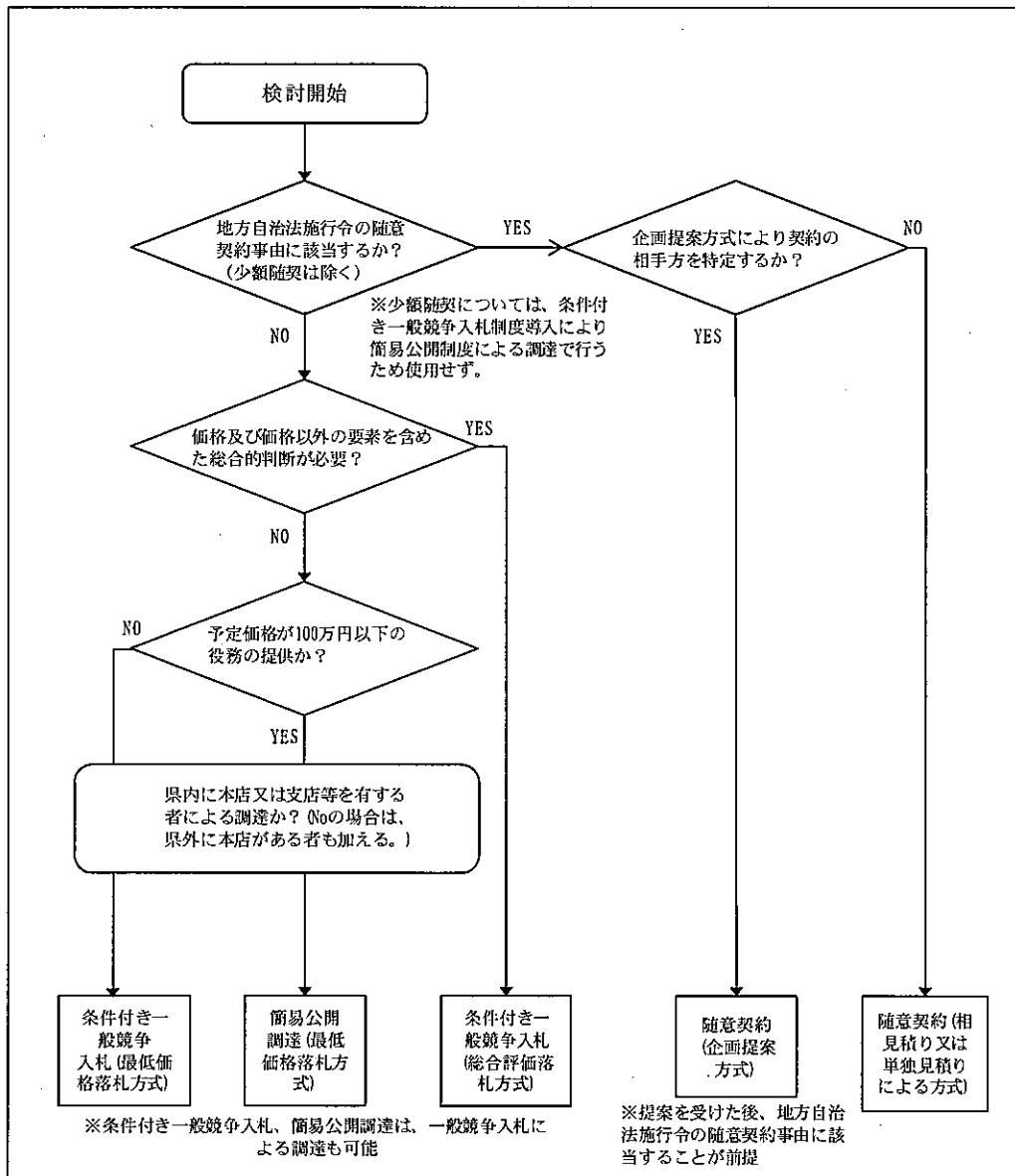
＜県の委託契約方法の主な類型＞

契約方法の類型		説明
条件付き一般競争入札による契約	最低価格落札方式	入札条件を限定した上で、価格が最も低い入札者を業務委託者に選定し、契約する方法。
	総合評価落札方式	入札条件を限定した上で、金額だけではなく、実施する業務の提案内容も含めた評価委員会での総合的な評価から業務委託者を選定し、契約する方法。
随意契約	相見積り方式又は単独見積りによる方式	随意契約によることが認められた場合に、契約当事者間の金額合意のみによって契約する方法。
	企画提案方式	随意契約によることが認められた場合に、企画提案により金額を含めた業務の実施内容を評価委員会で審査した上で契約者を決定し契約する方法。

	簡易公開調達	参加条件を限定した上で、当該契約の予定価格が随意契約の限度額以下であり、かつ一定の業務である場合に、見積書を提出させて落札者を決定し契約する方法。
--	--------	---

(2) 契約方法の決定について

県における契約方法決定の基本的な考え方は、次のとおりである。



契約方法の決定にあたっては、まず、条件付き一般競争入札か随意契約かの検討を行い、随意契約の方針とした場合には、その要件を満たすかの検討を行う。

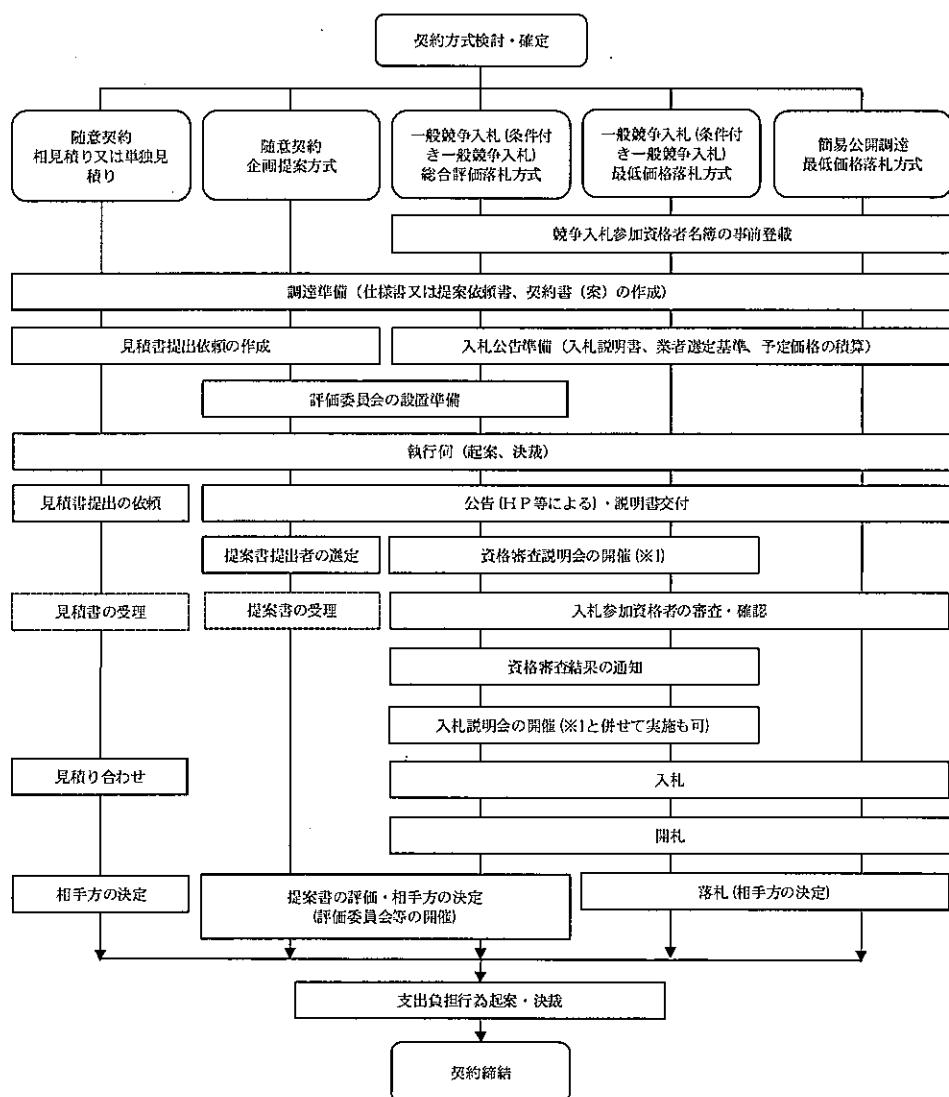
随意契約の要件を満たしている場合、業務内容までを考慮した企画提案方式とするか、価格のみを考慮した相見積り契約（特別な場合は、単独見積りによる契約）かを決定する。

なお、予定価格が100万円以下で、契約の相手方を県内に本店又は支店等を有する者とする場合には、簡易公開調達方式を採用することが原則である。

一般競争入札（条件付き一般競争入札）では、価格以外の要素までを考慮する必要がある場合には総合評価方式を採用し、価格のみを考慮する場合であれば最低価格落札方式を採用する。

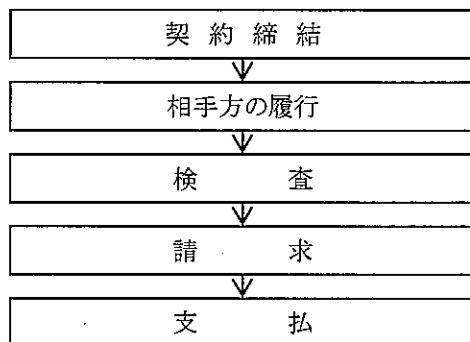
2. 受託業者の選定から委託契約までの流れ

受託業者の選定から委託契約を締結するまでの県の契約事務の主な流れは、次の図のとおりである。



3. 契約の履行確認・支払手続

契約締結後から支払に至るまでの一連の流れは次の通りである。



効果的・効率的な契約方式の検討により、契約時点での最適な契約を締結したとしても、委託料の支払にあたっては、契約時点で予定されていた業務が適切に遂行されたかを確認する必要がある。この点について、県では、次のような業務管理を行っている。

【検査調書等による履行確認】

工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合において、契約の適正な履行を確保するため必要な検査を行う必要があり（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項）、当該検査を実施した職員は、当該検査終了後直ちに、検査調書又は検収調書を作成しなければならないことが、和歌山県財務規則第 97 条に規定されている。

【支出票の作成】

和歌山県財務規則第 54 条において、支出決定権者は、支出の命令をしようとするときは、当該支出負担行為に係る債務が確定しているかどうか、その他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して、支出票により支出の決定をしなければならない。

また、同規則第 55 条において、支出決定権者は、支出票に、請求書、契約書又は請書及び検査調書その他支出の正当性を証明するに足りる書類を添付し、支出決定の理由を明らかにしなければならないとされている。

第3 主な監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括

本報告書において指摘した内容については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、一定の措置がとられることとなるが、適切な措置がとられているのかどうかを県が自ら事後的に検証することは重要である。こうした事後的な検証を容易にするために、本報告書では次のように「監査の結果」と「意見」の記載区分を取り扱っている。

「監査の結果」と「意見」

結論部分の記載において、「監査の結果」と「意見」に見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	「財務に関する事務の執行」における合規性（適法性と正当性）の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、合理性や能率性の観点あるいは経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理もしくは不能率な事項を発見した場合に、県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

【1】全般的な事項（委託契約の管理方法等）に係る監査の結果及び意見の総括

1. 業務委託契約に関する契約管理のあり方について

- ① 委託先選定結果（入札結果）情報の公開漏れについて【監査の結果】（本編 第4 1 (2) 参照）

県は、役務に関する委託契約について募集（入札公告）情報及び選定結果（入札結果）情報を対外的に公開することを目的として、条件付き一般競争入札及び簡易公開調達に「役務調達公開システム」を導入しているが、平成23年度における役務調達公開システムにおける入札結果公開状況を確認したところ、各課担当者の処理失念により、委託先選定結果（落札結果）が公開されていないものが条件付き一般競争入札525件中24件、簡易公開調達1,532件中60件あることが判明した。

結果公開の実施は、契約事務手続きの透明性を確保するための重要な手続きであり、適時かつ網羅的に実施すべきものである。各課への結果公開手続きの周知徹底を図るとともに、結果公開の状況について、管轄部署である総務事務集中課によるモニタリングを実施することが必要である。

- ② 全般的な契約管理の実施について【意見】（本編 第4 1 (3) 参照）

役務調達公開システムに入力される業務委託契約は条件付き一般競争入札及び簡易公開調達の契約に限定されているとともに、落札率や応募業者数の計算・集計や一覧

表作成を目的としたものとはなっておらず、全庁的な契約情報の一元管理は行われていない。

近隣府県を見ると、2府県において一定金額以上の予定価格のものを対象とした応札処理や発注処理機能を有した「契約管理システム」を導入している事例がある。

全庁的な契約管理の実施により、次のような効果が期待される。

【全庁的な契約管理の実施によって期待される効果】

●契約事務の経済性・効率性に対する適切なモニタリング

現在は各課で管理している契約締結状況（契約締結方法別の件数や応募業者数、落札率等）の情報を一元管理してモニタリングすることにより、各課における契約締結状況を契約管理を行う課が把握することができ、契約事務の経済性・効率性について有効な検討に繋がることが期待される。

例えば、競争性のない随意契約の見直しや、応募者数を増加するための取り組み、予定価格決定方法の再検討に繋がることが期待される。

●網羅的な情報公開

全ての委託契約を一元管理することにより、応募情報や落札情報の公開を網羅的かつ正確に実施することができる。

●監査委員監査用資料作成の効率化

現在、監査委員監査のための準備資料として、一定金額以上の委託契約については各課が手作業でリストを作成しているが、契約管理システム等のデータベースから資料を出力作成することで、正確かつ迅速な資料の作成が可能となり業務の効率化を図ることができる。

契約管理システムを導入することができれば、全庁的な契約情報を正確かつ迅速に管理することが容易になると考えられる。

しかし、委託契約の一元管理には管理部署の見直しに伴う大幅な組織運用体系の見直しが必要であり、システム導入には多額のコストと長期の開発期間を要するほか、財務会計システムとの連携の可能性等の将来に向けた先行投資の選択など、多くの検討すべき事項がある。

既存の役務調達公開システムをカスタマイズする（例えば、予定価格や応募者数を入力できるようにする）等により、限定的ではあるが上記効果を得ることも考えられる。費用対効果を勘案しつつ、全庁的な契約管理の実施の有用性について検討されたい。

2. 隨意契約情報の公表について

① 隨意契約に関する情報の公表の実施について【意見】(本編 第4 2 (3) 参照)

県は、会計課において平成24年4月に「随意契約ガイドライン」を策定している。当ガイドラインの趣旨は、随意契約を行なう場合の運用の厳正化と随意契約手続きの透明性を図ることである。

随意契約の適用にあたっての厳正な運用を図り、その透明性を確保するため、当ガイドラインに基づく運用・モニタリングは重要な意義があると考える。現時点では、ガイドラインの策定後間もないこともあり、随意契約締結状況に関する情報については会計課への報告にとどまっており、県民への公表は検討している段階である。

将来的に、県民に対する情報の公表を念頭に置いた場合、正確かつ網羅的に情報を公表するだけでなく、適時に随意契約締結の事実や理由等を公表できる仕組みを構築していく必要がある。

3. 情報システム調達ガイドラインの運用について

① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について【監査の結果】(本編 第4 3 (2) 参照)

県は、情報システムの調達業務の基本的な考え方や事務手順を可視化し標準化・明確化することの必要性から、平成19年3月に「情報システム調達ガイドライン」を策定している。当ガイドラインは、調達に先立っての現状分析の実施、適切な企画設計の実施、運用後の評価の実施等、一般的に情報システムの調達に重要とされるプロセスへの対応を明確に示したものとなっている。

現時点における運用状況について確認したところ、別途規定されている「システム導入事前協議要領」に基づく情報政策課と予算要求部署との事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、ガイドラインで要求されている所定の資料は作成されておらず、ガイドラインに従った事後的な評価（システム構築目的の達成状況、費用対効果の達成状況）は行われていない。

ガイドラインの周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであり、平成24年度においてガイドラインに係る説明会を開催して、周知徹底を図る等の取り組みに着手している。

早急に、県が管理する情報システムについて、ガイドラインに従った運用を行っていくことが必要である。

4. 検査調書の作成及び回付について

① 検査調書作成の徹底と、前金払のケースにおける会計課への回付について【監査の結果】(本編 第4 4 (2) 参照)

「検査調書」は、委託契約の履行確認を実施したことを示す重要な資料であるが、一部の委託契約において、「検査調書」が作成されていないものがあった。

これは以下の理由によるものである。

- ・担当者が「検査調書」作成義務を承知していなかったこと
- ・一部の契約では前金払のケースがあるが、当該ケースにおいては「検査調書」の作成は不要であると誤解していたこと

「検査調書」作成の趣旨を適切に理解し、作成を徹底するとともに、支払を行う会計課においても適切に確認を行う必要がある。

また、前金払のケースにおいては、「検査調書」が作成されたとしても、支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。

事後的にではあるが、支払の妥当性を会計課が確認するように、前金払のケースにおいても「検査調書」を必ず会計課に回付する仕組みに変更する必要がある。

【2】個別委託契約事務に係る監査の結果及び意見の総括

【2-1】契約事務に共通する監査の結果及び意見の総括

監査対象となった契約事務に共通する主な結果及び意見は次のとおりである。

1. 主な監査の結果

① 変更事業計画の未承認について(本編 第5 【2】10、11 参照)

監査対象とした施設管理に関する契約事務の中で、年度中に事業計画の変更の申請があったが、これについて決裁権限者である担当課長は書面の確認は実施しているものの、正式な決裁を経て承認通知文書の発行を行っていない委託契約があった。

これは、変更内容が自主事業においての一時的なイベントの追加実施等であったことから、正式な文書通知を省略したことであったが、事業計画の変更は重要な事項であり、正式な決裁を経た上で承認について文書通知すべきである。

② 検査調書の未作成について(本編 第5 【1】17、【2】8、12、13、14、20、【4】9、11 参照)

県では、「財務規則第97条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、「検査調書」が作成されていない委託契約があった。「検査調書」作成の趣旨を適切に理解し、作成を徹底する必要がある。

③ 収支計算書の正確な記載について（本編 第5【2】12、13、14参照）

県は、基本協定書に基づき、年度終了後に、委託先から「収支計算書」を入手しているが、収支差額が0となるように、「その他の経費」に実際に支出されていない金額を含めて記載している委託契約があった。

このように、現状の収支計算書では、実際に支出されていない金額が支出されたように読み取れる記載となっており、指定管理業務の実態を把握するための資料として適切ではない。基本協定書によると、指定管理業務の実施による剰余金はインセンティブとして指定管理者の利益とすることとされているため、「収支計算書」上は収支差額として計上したうえで、指定管理者の利益として処理することが適切である。

県は、基本協定書を前提とした正確な収支計算書を入手し、指定管理業務の実態を適切にモニタリングする必要がある。

2. 主な意見

① 予定価格の算出方法について（本編 第5【2】21、22、23、24参照）

振興局の警備業務委託契約において、予定価格を、前回の契約の予定価格から一定の割合を減額して算出している委託契約があった。当該算出方法には具体的な根拠はなく、委託先選定に先立っての予定価格の算出上、好ましいものではない。明確な根拠のもと、予定価格の積算を行うことが必要である。

② 複数業者の見積書による予定価格の算出について（本編 第5【2】5、【3】7、【4】4参照）

監査対象とした一般競争入札契約において、予定価格の算出時に、業者より見積書を徴取しているが、現在契約している委託先1者のみからしか見積書を徴取していない委託契約があった。1者のみの見積書では、金額の比較ができず、妥当な価格かどうかの判断ができない。見積書は複数の業者から徴取し、金額の妥当性を判断した上で、これを基に予定価格を算出することが必要である。

③ 一括発注の可能性の検討について（本編 第5【3】1、2、3参照）

きのくにe-ねっと関連の3契約は、本来的には一体として取り扱われるべき業務内容であるにもかかわらず、それぞれ分割して発注されている。県によると、各契約を分割して発注した理由としては、発注単位を細分化することにより、中小企業の応募を促すため、とのことであった。

しかし、結果としては同一の大手業者が3契約の委託先となっている。仮に一部の業務を中小企業に委託することとなつても、契約後の各業者間の連携に課題が生じることが予想される。また、一括発注することにより、契約事務手続きの効率化が図られると考える。

以上を踏まえ、当該契約については一括して発注することを検討すべきである。

④ 剰余金の取扱いについて（本編 第5【2】1、13 参照）

監査対象とした指定管理契約の中で、利用料金制度の採用により、施設の利用料金収入はすべて指定管理者の収入となるが、指定管理者募集要項及び基本協定書に、剰余金の使途を特定するような記載がある指定管理契約やその取り扱いが曖昧な指定管理契約があった。利用料金制度の趣旨は、指定管理者に収入インセンティブを与え、経営努力を促すことにより、サービスの向上を図る点にあると考えられる。剰余金の使途を特定するような指定管理者募集要項及び基本協定書の記載は、利用料金制度の意義を損なうものである。

指定管理者応募段階での業者参入の妨げとなっている可能性も否定できないことから、利用料金制度の採用により生じた剰余金に関する取扱いについて、事業者にインセンティブを与える方策を再検討し、指定管理者募集要項及び基本協定書の記載内容を見直す必要がある。

⑤ 契約書における精算に関する取り決めについて（本編 第5【1】2、15 参照）

監査対象とした随意契約において、契約書上は精算に関する取り決めがないことから、実際に要した金額が契約金額を下回る場合に、別途、変更契約書を締結している委託契約があった。契約書において精算の取扱いについて規定しておき、当該規定に基づき精算を行うことが効率的であると考える。

⑥ 備品の所有権の明確化について（本編 第5【1】7、8【2】15、16、17、18 参照）

監査対象とした指定管理契約の中で、基本協定書に、指定管理者が備品を購入した際の所有権の取扱いについての規定がないため、指定管理者により購入された備品の所有権が県と指定管理者のどちらにあるか分からぬ指定管理契約があった。

指定管理者の交代の際にも継続的にサービスの提供が行えるように、指定管理業務に必要な備品であるならば所有権は県とするよう基本協定書において明記する必要がある。

⑦ 修繕費に関する基本協定書への記載について（本編 第5【1】7、8 参照）

施設の維持管理業務に係る修繕費の負担関係（県と指定管理者との間での負担区分に関する取り決め）が明確になっていない指定管理契約があった。

修繕費の負担関係について、基本協定書に記載し、両者の負担区分について明確にしておく必要がある。

⑧ 事業効果の把握実施の明文化について（本編 第5【4】12、13、14、15、16、17、21参照）

緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業の一部においては、毎月業務日報の提出を求め、雇用者の研修内容等を把握されている。また、契約期間終了時には雇用者から感想文等のコメントの提出を受け、どのような能力が向上したかについて把握されている。

しかし、これらの業務日報や感想文等の提出については仕様書等で特に記載がなく明文化されていない。適切に提出を受けるために、これらの提出について仕様書等で明確にしておくことが必要である。

⑨ 支出実績の確認について（本編 第5【1】6、9、10、11、12、13、18、【2】11、【4】2参照）

契約締結方法が随意契約又は単独随意契約によるにもかかわらず、支出実績の提出を求めておらず、委託金額の妥当性の検討がなされていない委託契約があった。随意契約又は単独随意契約は、委託金額の決定時に競争性が十分に作用しているとは言いたいため、県は事後的に委託業務の実績及び委託金額の妥当性をモニタリングする必要がある。

⑩ 再委託の実績確認について（本編 第5【2】1、4、9、12、13、14参照）

委託先が再委託を行う場合には事前に県の承認が必要とされており、事前に県は承認を行っているが、事後的な実績の確認までは実施されていない委託契約があった。

再委託に対する承認の趣旨は、再委託の範囲の妥当性・必要性の判断を行うことがあるが、当該趣旨の達成のためには、事前承認だけでなく、事後の実績確認まで行うことが必要である。再委託に関する実績を入手し、収支報告との整合性を確認することにより、事前申請のない再委託が行われていないことも確認する必要がある。

⑪ 再委託実績の記載内容について（本編 第5【2】15、16、17、18、19参照）

委託先が再委託を行う場合、県は事前承認だけでなく実績についても再委託に関する一覧表を入手しているが、当該一覧表に、実際の再委託金額の記載がないため、事前承認の内容との照合や再委託金額の妥当性の判断ができない委託契約があった。当該一覧表に実際の再委託金額が記載できる欄を設ける等の見直しを行うべきである。

⑫ 収支予算書・収支決算書の項目追加について（本編 第5【2】12、17参照）

指定管理契約において、県は、委託先より収支決算書の提出を受けているが、支出項目の一部の項目について詳細な内容を把握していない指定管理契約があった。当該項目の内容は、再委託料の一部や自主事業に係る経費等であったが、収支予算・収支

決算の内容を明確にするために、当該項目のうち主要な項目については別項目として記載を行うことを検討されたい。

⑬ 審査の評価表の改善について（本編 第5【1】4、5【4】2、6、7、10、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21参照）

企画提案方式による事業提案時の審査において、採点表に評価点の数値が記載されているのみで、審査を行った各委員の業者選定に対するコメントが記載されていない委託契約があった。数値のみの採点結果だけでは、評価の理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることを検討されたい。

【2－2】外郭団体との契約事務に係る監査の結果及び意見の総括

1. 外郭団体との契約事務について

外郭団体は、地方公共団体の外部に存在しているながら、地方公共団体の機能を補完・補強し、一体となってまたは連携して一定の役割を担うという側面もあり、県とは密接な関係を有している。したがって、外郭団体への業務委託契約に関して、競争性の確保や契約金額の妥当性等について十分な検証が行われていない可能性が考えられるため、監査にあたっては、以下の視点を重視して実施した。

- 契約金額（予定価格）の積算は、十分な根拠に基づいて行われているか
- 契約相手先の選定は競争性が機能し、経済性・有効性を追求するものとなるいるか
- 単独随意契約について、随意契約とする理由が合理的か
- 再委託が行われている場合、その理由は合理的か

2. 主な監査の結果

① 再委託の未承認について（本編 第5【1】1、7、8【2】10参照）

委託先が再委託を行う場合には事前に県の書面による承諾が必要であるとされているにもかかわらず、県の書面による承諾を得ずに再委託が行われているものがあった。

契約書等に基づき、再委託に関する事前の申請を求め、その是非について判断する必要がある。また、再委託の合理性を判断するという再委託事前承認の趣旨から判断すると、事後的にも再委託の実績を把握し、事前承認のない再委託が行われていないこと及び再委託金額の妥当性を検討することが必要である。

3. 主な意見

① 単独随意契約理由の根拠の明確化について（本編 第5【1】11、16参照）

契約締結方法が単独随意契約であるものにおいて、単独随意契約とする理由が契約締結時の決裁書類に明確に記載されていない委託契約があった。

契約締結の決裁時に単独随意契約の妥当性を判断するために、決裁書類に、随意契約理由をより詳細に記載すべきである。

② 再委託承認手続きが不十分であることについて（本編 第5【1】19参照）

県では、再委託を行う場合には事前に書面による県の承認を得ることとしているが、その記載内容について、再委託先・再委託金額等の詳細な記載がなく、業務内容の列挙にとどまっているものがあった。

再委託について県が承認する際の判断材料として十分なレベルの申請・承認の実施のために、記載内容を含む再委託の承認手続きについてルール化し運用する必要がある。

また、再委託の合理性を判断するという再委託事前承認の趣旨から判断すると、事後的にも再委託の実績を把握し、事前承認のない再委託が行われていないことの確認を行うことも検討する必要がある。

③ 収支報告の方法について（本編 第5【1】1参照）

委託業務終了後に委託先から提出される「実績報告書」において、委託先が委託料の枠外で負担した費用が収支報告に記録されず、委託料財源に対応する費用支出のみが記録されている委託契約があった。

県として当委託業務の実施状況をモニタリングするうえでは、委託先の自己財源で賄ったコストを含めた委託業務全体のコストを把握する必要がある。このため、収支報告の様式を変更する等により、委託先の自己財源を用いて事業を実施する場合でも、委託業務全体の状況を把握し、今後の契約手続きに活用していくことが望まれる。

【2－3】施設管理に関する契約事務に係る監査の結果及び意見の総括

1. 施設管理に関する契約事務について

県が実施する施設管理には、庁舎および県営施設等の保守点検、清掃等の業務がある。これらの業務委託にあたっては、効率化の観点より、関連施設で共通する業務については一括発注が、複数年の委託が想定されるものについては複数年契約が有効と考えられるが、これらについて十分に検討されていない可能性が考えられる。また、委託業務が適切に履行されない場合、施設の利用者等が適切にサービスの提供を受けることができない可能性も生じる。

施設管理にあたっては、特殊な業務を含むものがあることから、随意契約または単独随意契約による場合があるが、起案の段階で随意契約とする理由が明確でない恐れがあるため、監査にあたっては、以下の視点を重視して実施した。

- 同種業務の一括発注や、複数年契約の可能性は十分に検討されているか
- 単独随意契約について、随意契約とする理由が合理的か

2. 主な意見

① エリアごとの一括発注の検討について（本編 第5【2】21、22、23、24 参照）

振興局の警備業務委託契約においては、県内に7箇所ある振興局ごとに条件付き一般競争入札により、事業者を選定している。競争入札に要する事務の効率化等を図るために、振興局ごとに契約手続きを行うのではなく、紀北と紀南を分けたエリアごとで発注を行う等、一括発注の効果について検討し、発注業務の効率化に積極的に取り組むべきである。

② 予定価格の算定における事業規模縮小の加味について（本編 第5【2】6 参照）

前年度と比較して事業規模が縮小しているにもかかわらず、予定価格の算定にあたって、前年度実績を基準とし、事業規模の縮小を加味していない委託契約があった。

過年度の実績を考慮して予定価格を算定する場合、事業内容の変更や事業規模の拡大・縮小も加味して予定価格を算定する必要がある。

③ 指定管理者を非公募とする際の決裁について（本編 第5【2】7、14 参照）

県の非公募による指定管理者の選定において、決裁文書における指定管理者を非公募とする理由が不十分であった委託契約があった。

非公募による選定を行う際には、適切な時期・理由に基づき事務手続きを進めいくことが必要である。

④ 備品管理状況のモニタリングについて（本編 第5【2】12、13、14、15、16、17、18、19 参照）

施設管理の指定管理契約において、指定管理者による備品の管理状況に関する県への報告及び県によるモニタリングが行われていないものがあった。

県の財産である当該備品の管理状況については、定期的に管理状況の報告を求めるとともに、適切なモニタリングを行うことが必要である。

【2-4】情報システムに関する契約事務に係る監査の結果及び意見の総括

1. 情報システムに関する契約事務について

県では、平成20年度から平成24年度までを計画期間として、和歌山県情報システム全体最適化計画を策定している。計画の目標として、情報システム導入効果の向上、利用者の立場に立った情報システムの構築およびトータルコストの抑制が挙げられている。これらを達成するための具体的な方策の一つとして、情報システム調達ガイドラインの整備・制度化があり、これによって、情報システムの調達における業務の簡

素化や効率化が図られる。したがって、当該ガイドラインが実際に業務委託契約において適用されているかどうかが重要である。また、システムに関連する委託業務は高度な専門性が必要なことから随意契約による場合があるが、起案の段階で随意契約とする理由が明確であるかといったことも重要である。よって、監査にあたっては、以下の視点を重視して実施した。

- 契約金額（予定価格）の積算は、十分な根拠に基づいて行われているか
- 契約業務の実績・成果に対する契約時点での期待効果との比較検証が行われているか
- 単独随意契約について、随意契約とする理由が合理的か

2. 主な監査の結果

- ① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について（本編 第5【3】6、7、8参照）

平成19年3月に策定された「情報システム調達ガイドライン」が十分に適用されていない状況であることは、上記【1】3でも記載したとおりであるが、監査対象とした個別業務委託契約においても、「ガイドライン」策定後の導入事例であるにもかかわらず、「ガイドライン」で要求されている所定の資料等は作成されていなかった。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであるが、早急に、現在県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に要求される関連資料を整備し、その状況をモニタリングする必要がある。

3. 主な意見

- ① 予定価格の見直しについて（本編 第5【3】4参照）

情報システムに関する運用管理業務において、予定価格を、前回契約時の予定価格をそのまま用いており改めての算定を行っていない委託契約があった。前回契約時の予定価格と契約金額との乖離や、今回仕様書に新たに追加された内容等を考慮し、改めて予定価格を算定する必要があったと考える。

- ② 複数年契約の検討について（本編 第5【3】5参照）

情報システムの維持管理業務において、当該システム開発会社と単独随意契約を締結しているが、契約期間は1年間とされており、毎年契約を締結しているものがあった。情報システムに特に不具合や改善要望がなく再構築の予定が具体化していない中では、複数年契約を行うことに支障はないと考えられ、それにより事務手続きの効率化が図れるとともに、場合によっては委託契約金額削減の可能性も考えられる。

このような契約については、複数年契約の導入について検討すべきである。

第4 個別業務委託契約事務に係る監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の一覧

監査対象となった個別委託契約事務における監査の結果及び意見は次のとおりである。

No	結果/意見	タイトル	該当する個別委託契約 (報告書本編参照)
1	結果	再委託の未承認について	第5【1】1、7、8、【2】10
2	結果	事業計画書の未入手について	第5【1】2
3	結果	仕様書変更手続の不備について	第5【1】11
4	結果	契約金額変更承認書類の記載内容の不備について	第5【1】11
5	結果	検査調書の未作成について	第5【1】17、【2】8、12、13、14、20、【4】9、11
6	結果	適切な契約の締結について	第5【1】18
7	結果	変更事業計画の未承認について	第5【2】10、11
8	結果	収支計算書の正確な記載について	第5【2】12、13、14
9	結果	情報システム調達ガイドラインの未適用について	第5【3】6、7、8
10	意見	収支報告の方法について	第5【1】1
11	意見	委託料の対象となる人件費の明確化について	第5【1】2
12	意見	契約書における精算に関する取り決めについて	第5【1】2、15
13	意見	事務費の計算方法について	第5【1】3
14	意見	審査の評価表の改善について	第5【1】4、5、【4】2、6、7、10、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21
15	意見	支出実績の確認について	第5【1】6、9、10、11、12、13、18、【2】11、【4】2
16	意見	備品の所有権の明確化について	第5【1】7、8、【2】15、16、17、18
17	意見	修繕費に関する基本協定書への記載について	第5【1】7、8
18	意見	単独随意契約理由の根拠の明確化について	第5【1】11、16
19	意見	業務の効率化について	第5【1】14
20	意見	再委託承認手続きが不十分であることについて	第5【1】19

No	結果/意見	タイトル	該当する個別委託契約 (報告書本編参照)
21	意見	委託料に含まれる公社職員の超過勤務手当の取扱いについて	第5【1】20
22	意見	再委託の実績確認について	第5【2】1、4、9、12、13、14
23	意見	剰余金の取扱いについて	第5【2】1、13
24	意見	衛生消耗の出庫票における記載項目及び在庫管理について	第5【2】2
25	意見	仕様書への実績報告に関する記載の追加について	第5【2】3
26	意見	入札参加者の経営状況等に関する評価結果の保存について	第5【2】4、5
27	意見	総合評価における基礎点及び加算点の公表時期について	第5【2】5
28	意見	複数業者の見積書による予定価格の算出について	第5【2】5、【3】7、【4】4
29	意見	予定価格の算定における事業規模縮小の加味について	第5【2】6
30	意見	指定管理者を非公募とする際の決裁について	第5【2】7、14
31	意見	説明会出席者の未応募理由の把握について	第5【2】10
32	意見	収支予算書・収支決算書の項目追加について	第5【2】12、17
33	意見	備品の管理状況のモニタリングについて	第5【2】12、13、14、15、16、17、18、19
34	意見	再委託実績の記載内容について	第5【2】15、16、17、18、19
35	意見	再委託先のモニタリングを行う必要性について	第5【2】19
36	意見	エリアごとの一括発注の検討について	第5【2】21、22、23、24
37	意見	予定価格の算出方法について	第5【2】21、22、23、24
38	意見	一括発注の可能性の検討について	第5【3】1、2、3
39	意見	予定価格の見直しについて	第5【3】4
40	意見	委託先からの個人情報保護教育に関する実施報告書の決裁について	第5【3】4
41	意見	複数年契約の検討について	第5【3】5
42	意見	入札金額と予定価格との構成区分別比較について	第5【3】6
43	意見	管理費について	第5【4】1
44	意見	他府県の価格調査について	第5【4】3

No	結果/意見	タイトル	該当する個別委託契約 (報告書本編参照)
45	意見	競争性の確保について	第5【4】4
46	意見	他自治体の配布単価調査について	第5【4】5
47	意見	実態に即した積算の実施について	第5【4】8
48	意見	緊急雇用創出事業として新規雇用者の要件具備の確認について	第5【4】10
49	意見	財務状況の評価について	第5【4】11
50	意見	企画提案方式の評価項目の再検討について	第5【4】11
51	意見	事業効果の把握実施の明文化について	第5【4】12、13、14、15、16、17、21
52	意見	正規雇用状況のフォローアップについて	第5【4】18
53	意見	契約金額の妥当性確認について	第5【4】22
54	意見	長期契約の検討について	第5【4】23

以 上